

「大阪府ビル省エネ度判定制度」のご利用について

制度のご紹介

- **大阪府ホームページより「省エネ度判定システム」をダウンロードし、ビルオーナー等の方が任意に無料でビルの省エネルギー性能の判定を行えます。**

判定システムの概要

- **設計性能(設備スペック)と運用性能(空調・照明などの運用状況)の2軸評価**により省エネ性能を判定します。
- **簡単な入力により、判定が可能です。**

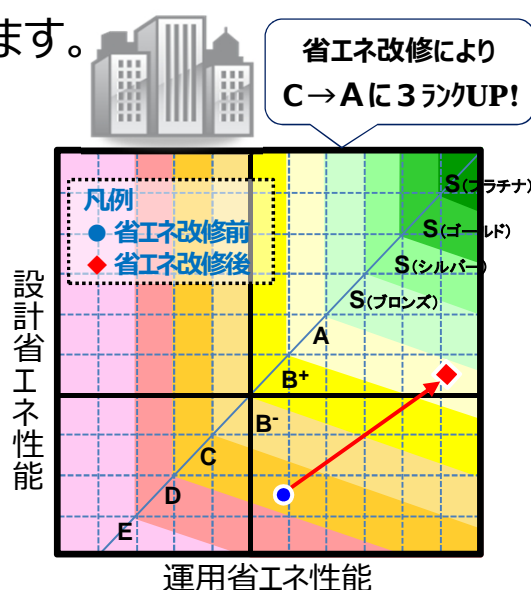
3a.1 設計省エネ性能(D)の入力: 一般建築物

該当の用途に0~1の採用割合を入力してください。
採用されていない場合は、空欄で結構です。(0を入力しない)

ここに数値を入力

大項目	評価項目	評価内容		
V 照明	(1)照明器具のインバータ化	a. インバータ安定器への更新	0.8	4.8
		b. HI照明器具の採用		
	(2)LED照明の採用	a. LED(発光ダイオード)照明の採用	0.2	1.4
		b. 高効率誘導灯の採用		
	(3)高効率誘導灯の採用	a. 高輝度又はLED誘導灯の採用		
(4)照明器具の制御方法	a. 人感センサ方式の導入	0.5	0.3	
	b. 昼光センサ利用照明制御	0.5	0.5	
	c. 照明のセキュリティ連動制御	0.5	0.3	
(5)その他(自由記述)				0.0
V 照明 計			V 照明 計	7.2
④	V 計/満点		V 計/満点 × 割合④	20.6

システム画面の一例



判定結果のイメージ

(府施設の例)

【メリット】

- ◆ **省エネ性能を一目で「見える化」!**
- ◆ 省エネ改修導入効果の判定ツールに活用し**省エネ改修のきっかけに!**
- ◆ **上位ランクの希望者は、「認証」*取得で対外アピールに!**

*認証についての詳細は裏面をご参照ください。



ご利用にあたって

- 判定システムのご利用には、事前に利用の申請が必要です。

(詳細は大阪府ホームページまで)

大阪府ビル省エネ度判定制度

検索

省エネ度の認証取得について

【認証について】

○判定結果での上位ランク取得者など一定の条件を満たすビルを対象に、希望者には大阪府が省エネ度を認証します。



【認証の基準】

○次の1から3の基準を満たす建物を認証します。

1. 現に使用実態のある延べ面積**2,000㎡**以上の建物であること（住宅、工場は除く）
2. 判定システムによる評価結果が総合評価 **B+** 以上であること（省エネ改修後の評価結果が総合評価 **B+** 以上となる場合を含む）
3. 次に掲げる書類の提出や、省エネ度の判定は専門家（判定者）が行っていること

認証に必要な提出書類

- (1) 申請書様式
- (2) 建物竣工・改修図面
- (3) 建物写真
- (4) 判定者届
- (5) 判定ソフト評価結果
- (6) エネルギー使用量データの写し
- (7) 省エネ改修の計画概要等（改修後の判定を申請する場合） など



専門家（判定者）の確認

以下のいずれかの有資格者

- (1) 設備設計一級建築士
- (2) 建築設備士
- (3) 技術士（建設、衛生工学など）
- (4) エネルギー管理士
- (5) **SHASE**技術フェロー

※上記資格者を有する設備設計事務所や建築確認検査機関等が対象になります。

（認証基準や手続きについての詳細は、[ホームページ](#)等をご参照ください。）

申請受付・問合せ先

大阪府ビル省エネ度判定制度

検索

 **大阪府 住宅まちづくり部公共建築室設備課 設備計画グループ**

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎26階

電話：06-6941-0351（内4639）FAX：06-6210-9784